

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案																																																																						
<p>第1編 総則 第3章 被害想定 第2節 地震被害の予測 2 東海地震、東南海地震等の被害予測結果 想定条件</p> <table border="1" data-bbox="172 394 1270 699"> <thead> <tr> <th>地震 項目</th> <th>東海地震</th> <th>東南海地震</th> <th>東海・東南海地震の 連動</th> <th>養老・桑名・四日 市断層帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>Mw7.96</td> <td>Mw8.15</td> <td>Mw8.27</td> <td>M7.4</td> </tr> <tr> <td>震源の位置</td> <td>駿河湾</td> <td>串本沖～浜松沖</td> <td>串本沖～駿河湾</td> <td>岐阜県～三重県</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td colspan="3">約10～30km</td> <td>約5～18km</td> </tr> <tr> <td>想定ケース</td> <td>冬早朝5時</td> <td>春秋12時</td> <td>冬夕刻18時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査単位</td> <td colspan="4">市町村又は500mメッシュ</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td colspan="4">地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか</td> </tr> </tbody> </table>	地震 項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の 連動	養老・桑名・四日 市断層帯	規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4	震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県	震源の深さ	約10～30km			約5～18km	想定ケース	冬早朝5時	春秋12時	冬夕刻18時		調査単位	市町村又は500mメッシュ				調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか				14	<p>第1編 総則 第3章 被害想定 第2節 地震被害の予測 2 東海地震、東南海地震等の被害予測結果 想定条件</p> <table border="1" data-bbox="1581 394 2680 699"> <thead> <tr> <th>地震 項目</th> <th>東海地震</th> <th>東南海地震</th> <th>東海・東南海地震の 連動</th> <th>養老・桑名・四日 市断層帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>Mw7.96</td> <td>Mw8.15</td> <td>Mw8.27</td> <td>M7.4</td> </tr> <tr> <td>震源の位置</td> <td>駿河湾</td> <td>串本沖～浜松沖</td> <td>串本沖～駿河湾</td> <td>岐阜県～三重県</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td colspan="3">約10～30km</td> <td>約5～18km</td> </tr> <tr> <td>想定ケース</td> <td>冬早朝5時</td> <td>春秋12時</td> <td>冬夕刻18時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査単位</td> <td colspan="4">市町村又は500mメッシュ</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td colspan="4">地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード</p>	地震 項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の 連動	養老・桑名・四日 市断層帯	規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4	震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県	震源の深さ	約10～30km			約5～18km	想定ケース	冬早朝5時	春秋12時	冬夕刻18時		調査単位	市町村又は500mメッシュ				調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか			
地震 項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の 連動	養老・桑名・四日 市断層帯																																																																				
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4																																																																				
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県																																																																				
震源の深さ	約10～30km			約5～18km																																																																				
想定ケース	冬早朝5時	春秋12時	冬夕刻18時																																																																					
調査単位	市町村又は500mメッシュ																																																																							
調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか																																																																							
地震 項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の 連動	養老・桑名・四日 市断層帯																																																																				
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4																																																																				
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県																																																																				
震源の深さ	約10～30km			約5～18km																																																																				
想定ケース	冬早朝5時	春秋12時	冬夕刻18時																																																																					
調査単位	市町村又は500mメッシュ																																																																							
調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか																																																																							
<p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (4) 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 (15) 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 2 県関係機関 (1) 県 ウ 避難地、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 4 指定公共機関 (4) 日本赤十字社 エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット、お見舞い品セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p>	18	<p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (15) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 2 県関係機関 (1) 県 ウ 避難場所、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 4 指定公共機関 (4) 日本赤十字社 エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p>																																																																						
<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 1 市における措置 (3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</p> <table border="1" data-bbox="201 1707 1270 1749"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課、消防総務課、危機管理課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉課、消防総務課、危機管理課	26	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 1 市における措置 (3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</p> <table border="1" data-bbox="1581 1707 2680 1749"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課																																																																		
実施担当	福祉課、消防総務課、危機管理課																																																																							
実施担当	福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課																																																																							
<p>第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施</p>	30	<p>第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の</p>																																																																						

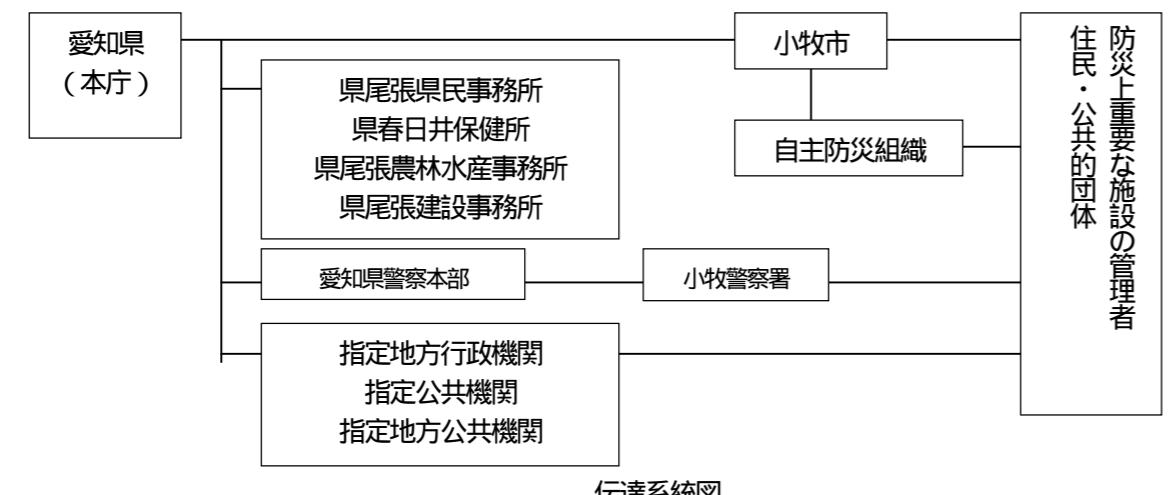
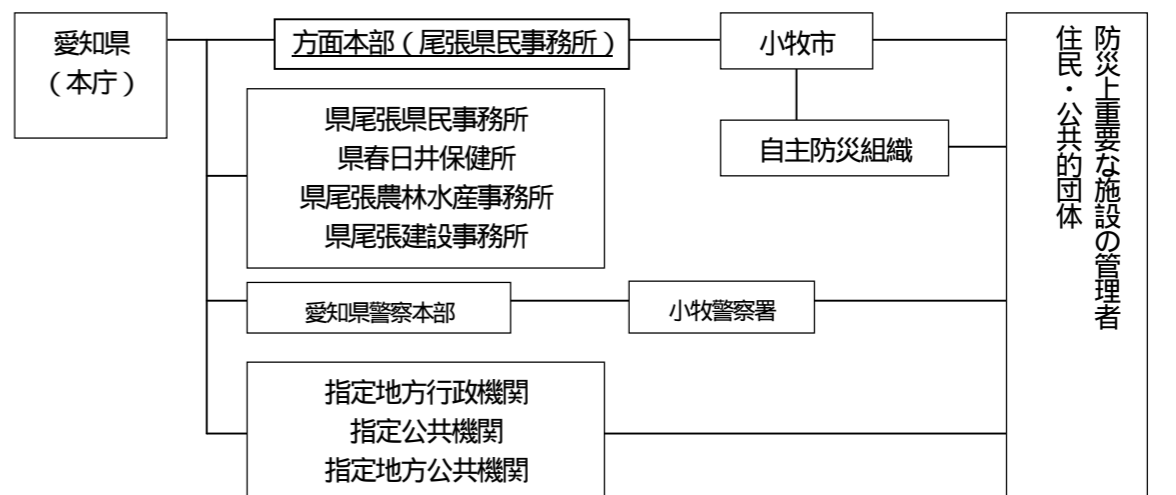
現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案																												
<p>する等の防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 建築物の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 8 ガス施設 (3) 応急復旧体制の整備 ア 関係官庁、(社)日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。 イ~キ(略) ク 社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設事務所用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。</p> <p>第5章 防災施設等の整備 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 730 1264 919"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1(1)・1(2)(略) 1(3)~1(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関(市)</td> <td>2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市における措置 (1)・(2)(略) (追加) (3)~(6)(略)</p> <p>第6章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市は、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1793 1264 1906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難道路の確保</td> <td>市、警察、避難措置の実施者</td> <td>1(1)・1(2)(略) 1(3) <u>広域避難場所及び周辺道路の交通規制</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・1(2)(略) 1(3)~1(5)(略)	消防機関(市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	区 分	機関名	主な措置	第3節 避難道路の確保	市、警察、避難措置の実施者	1(1)・1(2)(略) 1(3) <u>広域避難場所及び周辺道路の交通規制</u>	<p>39</p> <p>54</p> <p>56</p>	<p>点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 建築物の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 8 ガス施設 (3) 応急復旧体制の整備 ア 関係官庁、<u>一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。</u> イ~キ(略) ク <u>一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設事務所用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。</u></p> <p>第5章 防災施設等の整備 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1614 730 2677 991"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1(1)・1(2)(略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)(略) 1(5) <u>地震計等観測機器の維持・管理</u> 1(6)・1(7)(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関(市)</td> <td>2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市における措置 (1)・(2)(略) <u>(3) 防災中枢機能の充実</u> 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十部な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の設備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (4)(略) <u>(5) 地震計等観測機器の維持・管理</u> 市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。 (6)・(7)・(8)(略)</p> <p>第6章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1614 1793 2677 1906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難道路の確保</td> <td>市、警察、避難措置の実施者</td> <td>1(1)・1(2)(略) (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・1(2)(略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)(略) 1(5) <u>地震計等観測機器の維持・管理</u> 1(6)・1(7)(略)	消防機関(市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	区 分	機関名	主な措置	第3節 避難道路の確保	市、警察、避難措置の実施者	1(1)・1(2)(略) (削除)
区 分	機関名	主な措置																												
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・1(2)(略) 1(3)~1(5)(略)																												
	消防機関(市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																												
区 分	機関名	主な措置																												
第3節 避難道路の確保	市、警察、避難措置の実施者	1(1)・1(2)(略) 1(3) <u>広域避難場所及び周辺道路の交通規制</u>																												
区 分	機関名	主な措置																												
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・1(2)(略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)(略) 1(5) <u>地震計等観測機器の維持・管理</u> 1(6)・1(7)(略)																												
	消防機関(市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																												
区 分	機関名	主な措置																												
第3節 避難道路の確保	市、警察、避難措置の実施者	1(1)・1(2)(略) (削除)																												

現 行 (平成24年4月修正)		ペー ジ	改 正 案							
<table border="1"> <tr> <td>保と交通規制 計画</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		保と交通規制 計画				<table border="1"> <tr> <td>保と交通規制 計画</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		保と交通規制 計画		
保と交通規制 計画										
保と交通規制 計画										
<p>第1節 避難場所の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>イ 広域避難所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p>		58	<p>第1節 避難場所の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>イ 広域避難所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p>							
<p>第2節 避難所の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>		59	<p>第2節 避難所の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>空調、洋式トイレなど</u>災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>							
<p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制</p> <p><u>地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため、警察署は次により広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</u></p> <p>ア <u>広域避難場所内にある道路は駐車規制をする。</u></p> <p>イ <u>広域避難場所周辺の幅員3.5m以上の道路は、避難場所200m以内を駐車規制する。</u></p> <p>ウ <u>広域避難場所周辺の幅員3.5m未満の道路は原則として車両通行禁止とする。</u></p> <p>エ <u>上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。</u></p>		60	<p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(削除)</p>							
<p>第4節 避難に関する広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table>		実施担当	秘書広報課、河川課、危機管理課		<p>第4節 避難に関する広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、協働推進課、市政戦略課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table>		実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課、河川課、危機管理課		
実施担当	秘書広報課、河川課、危機管理課									
実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課、河川課、危機管理課									
<p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 建築確認同意制度</p> <p>(略)</p>		65	<p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 建築同意制度の活用</p> <p>(略)</p>							
<p>第2節 消防力の整備強化</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、上下水道部、予防課、消防署、危機管理課</td> </tr> </table>		実施担当	消防総務課、上下水道部、予防課、消防署、危機管理課		<p>第2節 消防力の整備強化</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、上下水道部水道課、予防課、消防署、危機管理課</td> </tr> </table>		実施担当	消防総務課、上下水道部水道課、予防課、消防署、危機管理課		
実施担当	消防総務課、上下水道部、予防課、消防署、危機管理課									
実施担当	消防総務課、上下水道部水道課、予防課、消防署、危機管理課									
<p>第3節 危険物施設防災計画</p> <p>2 危険物施設の管理者における措置</p> <p>(2) 大規模タンクの耐震性の強化</p> <p>容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>		66	<p>第3節 危険物施設防災計画</p> <p>2 危険物施設の管理者における措置</p> <p>(2) 大規模タンクの耐震性の強化</p> <p>容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>							
<p>第8章 広域応援体制の整備</p> <p>基本方針</p> <p>市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p>		69	<p>第8章 広域応援体制の整備</p> <p>基本方針</p> <p>市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、<u>広域的な応援体制の整備を図るものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p>							
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </table>		区分	機関名	主な措置		<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </table>		区分	機関名	主な措置
区分	機関名	主な措置								
区分	機関名	主な措置								

現 行 (平成24年4月修正)			ペ ジ	改 正 案		
第2節 広域応援体制 の整備	市 防災関係機関	1 相互応援協定の締結 2 要請手続等の整備	69	第2節 広域応援体制 の整備	市 防災関係機関	1 (1) 相互応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保 2 要請手続等の整備
第3節 救援隊による 協力体制の整 備	市	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防援助隊 1 (3) 愛知県広域消防相互応援協定		第3節 救援隊による 協力体制の整 備	市	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防援助隊 1 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定
第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 市は、市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。 また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。				第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (1) 相互応援協定の締結 市は、市域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。 (2) 防災活動拠点の確保 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。		
第3節 救援隊等による協力体制の整備 1 市における措置 (3) 愛知県広域消防相互応援協定 市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。			70	第3節 救援隊等による協力体制の整備 1 市における措置 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定 市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。		
第9章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置			71	第9章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置		
区分	機関名	主な措置		区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実 施	市 防災関係機関 市、私立各学校 等管理者	1 (1) 総合防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練 1 (4) 招集訓練 1 (5) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 1 (6) 訓練の検証 1 (7) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省	第1節 防災訓練の実 施	市 防災関係機関 市、私立各学校 等管理者	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練(水防訓練) 1 (4) 招集訓練 1 (5) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 1 (6) 訓練の検証 1 (7) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省	
第1節 防災訓練の実施			72	第1節 防災訓練の実施		
実施担当	危機管理課、総務課、消防署			実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、予防課、消防署	
1 市における措置 (1) 総合防災訓練 市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。			1 市における措置 (1) 総合防災訓練 市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次			

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案				
<p>(2) 個別の防災訓練 自主防災会、婦人消防クラブ、事業所等が独自に計画して、地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数等により、あるいは事業所の事業種別、従業員数等、それぞれの実情に合った訓練を行う。 なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、<u>消防職員</u>が実技の指導をし、必要な資機材等についてもなるべく貸与又は支給する等の便宜を図る。</p> <p>(6) 訓練での検証 市は、<u>訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。</u></p>	72	<p>のとおり実施する。</p> <p>(2) 個別の防災訓練 自主防災会、婦人消防クラブ、事業所等が独自に計画して、地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数等により、あるいは事業所の事業種別、従業員数等、それぞれの実情に合った訓練を行う。 なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、<u>職員</u>が実技の指導をし、必要な資機材等についてもなるべく貸与又は支給する等の便宜を図る。</p> <p>(6) 訓練での検証 市は、<u>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p>				
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	74	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>				
<table border="1" data-bbox="192 583 1261 625"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防署	74	<table border="1" data-bbox="1602 583 2775 625"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、<u>消防総務課、予防課</u>、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署
実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防署					
実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署					
<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</p>	77	<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</p>				
<table border="1" data-bbox="192 672 1261 714"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、消防署	77	<table border="1" data-bbox="1602 672 2775 714"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、<u>消防総務課、予防課</u>、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署
実施担当	危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、消防署					
実施担当	危機管理課、秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署					
<p>第3編 災害応急対策</p>	81	<p>第3編 災害応急対策</p>				
<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	81	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>				
<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>	81	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>				
<table border="1" data-bbox="192 871 1261 913"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関	81	<table border="1" data-bbox="1602 871 2671 913"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、総務課、<u>消防総務課、予防課</u>、消防署、関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、総務課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署、関係機関
実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関					
実施担当	危機管理課、総務課、 <u>消防総務課、予防課</u> 、消防署、関係機関					
<p>1 市における措置</p>	82	<p>1 市における措置</p>				
<p>(1) 災害対策本部</p>	82	<p>(1) 災害対策本部</p>				
<p>エ 非常連絡</p>	82	<p>エ 非常連絡</p>				
<p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。</p>	82	<p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。</p>				
<p>(ア) 配備の編成</p>	82	<p>(ア) 配備の編成</p>				
<p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を<u>消防長</u>に報告するものとする。</p>	82	<p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を<u>市長公室長</u>に報告するものとする。</p>				
<p>(ウ) 非常連絡並びに動員</p>	82	<p>(ウ) 非常連絡並びに動員</p>				
<p>消防署の通信担当職員が、県より非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに<u>消防長</u>及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	82	<p>消防署の通信担当職員が、県より非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに<u>市長公室長</u>及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p>				
<p>担当職員は<u>消防長</u>及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。</p>	82	<p>担当職員は<u>市長公室長</u>及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。</p>				
<p>(オ) 職員の動員要請</p>	82	<p>(オ) 職員の動員要請</p>				
<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により<u>消防長</u>に通報するものとする。</p>	82	<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により<u>市長公室長</u>に通報するものとする。</p>				
<p>(カ) 動員状態の把握及び通報</p>	82	<p>(カ) 動員状態の把握及び通報</p>				
<p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>消防長</u>に通報するものとする。</p>	82	<p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>市長公室長</u>に通報するものとする。</p>				
<p>(2) 本部員会議</p>	83	<p>(2) 本部員会議</p>				
<p>イ 本部員会議の開催</p>	83	<p>イ 本部員会議の開催</p>				
<p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めるときは、<u>消防長</u>にその旨を申し出るものとする。</p>	83	<p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めるときは、<u>市長公室長</u>にその旨を申し出るものとする。</p>				
<p>第2節 職員の派遣要請等</p>	84	<p>第2節 職員の派遣要請等</p>				
<p>1 市における措置</p>	84	<p>1 市における措置</p>				
<p>(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請するこ</p>	84	<p>(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） ア 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請するこ</p>				

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案												
<p><u>とができる。</u> 市長は、<u>応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町に対して、応援を求めることができるほか「愛知県内広域消防相互応援協定書」に基づいて県内の消防機関に応援を求めることができる。また、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」では、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。</u></p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条) 市長は、<u>知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u> また、市長は、<u>知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p>	84	<p><u>とができる。</u> イ 市長は、<u>応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町に対して、応援を求めることができる。</u> ウ 市長は、「<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>」に基づいて県内の消防機関に応援を求めることができる。 エ 市長は、「<u>愛知県緊急消防援助隊受援計画</u>」に基づき、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条) ア 市長は、<u>知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u> イ 市長は、<u>知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p>												
<p>第2章 通信の運用 第1節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (7) 非常通信 エ 利用者の心得 (ウ) 非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</p> <p>(10) 電話、電報施設等の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常扱いの通話 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関(消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関、以下同じ。)に対し行うもの。 なお、申し込みに当たっては、あらかじめ西日本電信電話(株)名古屋支店の承認を得た災害時優先電話から市外局番なしの「102」番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。 __「非常扱いの電話申し込みであること __「登録された電話番号と機関等の名称 __「相手の電話番号 __通話内容</p> <p>第4節 郵便事業の応急措置 1 郵便事業の応急措置 (2) 支店の窓口業務の維持 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>	86	<p>第2章 通信の運用 第1節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (7) 非常通信 エ 利用者の心得 (ウ) 非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</p> <p>(10) 電話、電報施設等の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常扱いの通話 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関(消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関、以下同じ。)に対し行うもの。 なお、申し込みに当たっては、あらかじめ西日本電信電話(株)名古屋支店の承認を得た災害時優先電話から市外局番なしの「102」番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。 ・非常扱いの電話申し込みであること ・登録された電話番号と機関等の名称 ・相手の電話番号 ・通話内容</p> <p>第4節 郵便事業の応急措置 1 郵便事業の応急措置 (2) 支店の窓口業務の維持 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>												
<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="207 1669 1261 1816"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)(略) 2(2)・2(3)(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)(略) 2(2)・2(3)(略)	92	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1617 1669 2671 1816"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)(略) 2(2) 行方不明者の情報収集 2(3)・2(4)(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)(略) 2(2) 行方不明者の情報収集 2(3)・2(4)(略)
区分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)(略) 2(2)・2(3)(略)												
区分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)(略) 2(2) 行方不明者の情報収集 2(3)・2(4)(略)												
<p>第1節 地震情報等の伝達 1 市における措置</p>	93	<p>第1節 地震情報等の伝達 1 市における措置</p>												

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案								
<p>(2) 地震情報を受領した市長公室長は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送等により職員に伝達する。</p> <p>(3) 地震情報が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される地震情報等が遅滞なく受領できるようにする。</p>	93	<p>(2) 地震情報を受領した市長公室長は、関係部次長と気象の状況及び通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送等により職員に伝達する。</p> <p>(3) 地震情報が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の高度情報通信ネットワークを利用し、県から発表される地震情報等が遅滞なく受領できるようにする。</p>								
<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市の措置</p> <p>(1)(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2)~(6)(略)</p>  <p style="text-align: center;">伝達系統図</p>	95	<p>第2節 被害状況の収集・伝達</p> <p>2 市の措置</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域(海上含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の当該市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>(3)~(7)(略)</p>  <p style="text-align: center;">伝達系統図</p>								
<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="178 1260 1276 1365"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関	実施担当	秘書広報課	97	<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="1602 1260 2700 1365"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、市政戦略課、協働推進課</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関	実施担当	秘書広報課、市政戦略課、協働推進課
実施責任者	各機関									
実施担当	秘書広報課									
実施責任者	各機関									
実施担当	秘書広報課、市政戦略課、協働推進課									
<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 応援協力</p> <table border="1" data-bbox="178 1470 1276 1533"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防署、関係各課</td> </tr> </table> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <table border="1" data-bbox="178 1554 1276 1617"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>2 市の措置</p> <p>(2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>3 応援要員の受入れ体制</p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。</p>	実施担当	消防署、関係各課	実施担当	消防署、関係機関	101	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 応援協力</p> <table border="1" data-bbox="1602 1470 2700 1533"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、消防署、関係各課</td> </tr> </table> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <table border="1" data-bbox="1602 1554 2700 1617"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>2 市の措置</p> <p>(2) 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防署及び消防総務課は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>3 応援要員の受入れ体制</p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合は知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。</p>	実施担当	危機管理課、消防署、関係各課	実施担当	消防総務課、消防署、関係機関
実施担当	消防署、関係各課									
実施担当	消防署、関係機関									
実施担当	危機管理課、消防署、関係各課									
実施担当	消防総務課、消防署、関係機関									
<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p>	109	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p>								

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案																																																																				
<p>愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。本市における災害応急対策活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターを活用し、迅速で円滑に取り組みを進めるものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="201 394 1270 592"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 735 1270 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>市</td> <td>2(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救助活動</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略)				警察	(略)				(追加)					関係機関	(略)				区分	機関名	主な措置	第1節	市	2(略)	救出・救助活動	(追加)		<p>109</p>	<p>愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1611 394 2680 667"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td>救出・救助活動拠点の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1611 735 2680 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>市</td> <td>2(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救助活動</td> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td>3 救出・救助活動拠点の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市	(略)				警察	(略)				中部地方整備局、 高速道路会社	救出・救助活動拠点の確保				関係機関	(略)				区分	機関名	主な措置	第1節	市	2(略)	救出・救助活動	中部地方整備局、 高速道路会社	3 救出・救助活動拠点の確保
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																		
市	(略)																																																																					
警察	(略)																																																																					
(追加)																																																																						
関係機関	(略)																																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																				
第1節	市	2(略)																																																																				
救出・救助活動	(追加)																																																																					
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																																		
市	(略)																																																																					
警察	(略)																																																																					
中部地方整備局、 高速道路会社	救出・救助活動拠点の確保																																																																					
関係機関	(略)																																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																				
第1節	市	2(略)																																																																				
救出・救助活動	中部地方整備局、 高速道路会社	3 救出・救助活動拠点の確保																																																																				
<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>2 市における措置</p> <p>(5) 救助、救急の活動体制</p> <p>ア 地震発生当初の活動体制</p> <p>地震発生当初は原則として、当務の救助隊による署々周辺の救助、救急活動を行うとともに、大規模な要救助事案の発見と、さらに受入れ病院の把握と順次広範囲の救助、救急体制をはかるものとする。</p> <p>(ア) 火災が少ない場合の体制</p> <p>地震後の火災発生が少なく、しかも他隊で十分防ぎよ可能と判断された場合で本部の「人命救助体制に切換え」が指示された場合に救助、救急体制に移行するものとする。</p> <p>(イ) 救助、救出事案の発見</p> <p>救助、救出事案の発見については、出火防止広報中の車両や情報収集員、さらに参集職員、一般行人、警察官等あらゆる情報媒体を活用して発見に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 活動優先</p> <p>火災現場付近の優先</p> <p>重傷者の優先</p> <p>多数人命危険対象施設の優先</p> <p>災害時要援護者の優先</p> <p>以上の優先順位に基づき活動するものとするが、軽症者等人命に直接影響のない者についてはできる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(6) 出勤途上の留意事項</p> <p>ア 出勤途上においては相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、活動優先を念頭におき、毅然とした態度で臨むものとする。また、軽症者については市民を協力させ、応急手当を実施させるものとする。</p> <p>(ア) 出勤途上に発見した火災は、いち早く本部に報告するとともに、初期消火が可能な場合には市民を指揮して消火器等を使用し消火に当たるものとする。</p> <p>(イ) 情報により出勤したが、その途中において情報による救助事案よりも重度の救助事案を発見した場合は、臨機応変に対処するものとする。</p> <p>(7) 救助現場における留意事項</p>	<p>110</p> <p>111</p>	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>2 市における措置</p> <p>(5) 消防署における救助、救急の活動体制</p> <p>ア 地震発生当初は当務の消防署員による各署周辺の救助、救急活動を行うことを原則とする。さらに、大規模な要救助事案の発見等、被害の拡大に応じた救助、救急体制確立を図るものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 活動の優先は、次の優先性を総合的に判断して決定するものとし、軽症者等人命に直接影響のない者についてはできる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(ア) 火災現場付近の優先</p> <p>(イ) 重傷者の優先</p> <p>(ウ) 多数人命危険対象施設の優先</p> <p>(エ) 災害時要援護者の優先</p> <p>(6) 救助・救急出勤途上の留意事項</p> <p>ア 出勤途上においては相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、活動の優先事項を念頭におき、毅然とした態度で臨むものとする。また、軽傷者については市民を協力させ、応急手当を実施させるものとする。</p> <p>イ 出勤途上に発見した火災は、いち早く通信指令室に通報するとともに、市民により初期消火が可能な場合には、市民に指示して初期消火に当たらせるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 救助現場における留意事項</p>																																																																				

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案
<p><u>ア 火災現場付近の救出</u> 救助事案が火災現場付近と火災現場以外の場所にあった場合は、火災現場付近（特に風下方向）を優先救助するものとする。</p> <p><u>イ 一般市民に対する協力要請</u> 原則として重傷者は救助隊が収容するものとするが、中軽傷者については一般市民に協力を求め付近の医療機関もしくは、避難場所等に併設される応急救護所へ搬送するものとする。また、負傷者が多数で救急隊等防災関係者で手当てしきれない場合も同様とし、早期多数の手当てができるよう努めるものとする。</p> <p><u>ウ 医療チームとの連携</u> 大災害発生時には、日赤医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等が災害現場に駆けつけ傷病者に対して救出現場からの救命治療が行われることがある。このため、救助活動を行う者はこれらの医療チームと連携をとり、安全に配慮しながら活動する必要がある。</p> <p>(8) 応急救護所の設置 ア いたるところに救急事案が発生した場合は、地域別発生度合等を勘案し、応急救護所の設置場所を選定し効率ある負傷者の救護を行うものとする。 イ 応急救護所の開設に当たっては、本部へ報告するとともに医薬品の調達と搬送を依頼し、さらに医師等の派遣を要請するものとする。 ウ 応急救護所を開設したときは、車載スピーカー等を使用し広報するものとする。 エ (略)</p> <p>(9) 救出の方法 要救助者の救出は、消防署救助隊が行うものとするが、消防団及び自主防災会も必要に応じてこれに協力するものとする。</p> <p>(10) 救助隊の編成 救助工作車、救急車等により編成し対応するほか、民間所有の搬送車等の協力を求め、救助救急活動に従事する。</p> <p>(11) 負傷者等の搬送 直接災害により負傷した者及び災害時の急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連絡のもとに搬送する。</p> <p>(追加)</p> <p>3 (略)</p>	<p>111</p>	<p>(削除)</p> <p><u>ア 一般市民に対する協力要請</u> 要救助者が多数の場合は、原則として重傷者は救助隊及び救急隊が収容するものとするが、中軽傷者については一般市民に協力を求め、付近の医療機関もしくは避難場所等に併設される応急救護所への搬送を依頼する。また、負傷者が多数で救急隊等で手当てしきれない場合も一般市民に協力を求める。</p> <p><u>イ 医療チームとの連携</u> 大災害発生時には、日赤医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等が災害現場に駆けつけ、傷病者に対して救出現場からの救命治療が行われることがある。この場合は、救助活動を行う者はこれらの医療チームと連携をとり、医療チームの安全に配慮しながら活動する。</p> <p>(8) 応急救護所の設置 ア いたるところに救急事案が発生した場合は、地域別発生度合等を勘案し、応急救護所の設置場所を選定する。 イ 応急救護所の開設に当たっては、本部へ報告するとともに医薬品の調達と医師等の派遣を要請する。 ウ 応急救護所を開設したときは、車載スピーカー等を使用し広報する。 エ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(9) 負傷者等の搬送</u> 負傷者及び急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連絡のもとに搬送する。</p> <p>3 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、拠点・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災航空隊の活動は、ヘリコプターの特性を十分に活用する次のような活動である。</p> <p>ア 被害状況調査等の情報収集活動 イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送 ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動 エ 火災防ぎょ活動 オ 救急救助活動 カ 臓器等搬送活動 キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。</p> <p>(4) 要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の用件の内の一つに該当するときである。</p> <p>ア (略) イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合 ウ (略)</p>	<p>112</p>	<p>第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災ヘリコプターを要請する場合は、次のような特性を踏まえて行うものとする。</p> <p>ア 上空からの被害状況調査、情報収集活動等 イ 救助及び救急資機材等並びに人員等の空輸 ウ 上空からの災害情報、警報等の広報・啓発活動 エ 上空からの火災防ぎょ活動 オ 上空からの救急救助活動</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、次の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループに速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。</p> <p>(4) 要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の用件の内の一つに該当するときである。</p> <p>ア (略) イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合 ウ (略)</p>

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案																																																		
<p>第6章 消防活動・危険性物質対策 基本方針</p> <p>大地震による各種災害の防止と同時多発火災の消火を基本方針とするもので、人命の安全に直接関係する地域の優先防ぎょと市民生活に直接影響する施設等の優先防ぎょ等、消防の全機能を効率的に発揮し、実効のある消防活動を展開し、市民の生命、身体及び財産の安全確保と被害の軽減を図るものとする。また、この種の災害においては、広報、交通、避難、救助救護等、総合的施策との関連が極めて重要であることから、各防災関係機関との密接な連携を保ち活動する。</p> <p>消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎょと救助・救急及び地震による水災の防ぎょ等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="201 716 1267 1022"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>延焼火災その他災害の防ぎょ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1094 1267 1320"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 消防活動</td> <td>市</td> <td>3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供				消防団	延焼火災その他災害の防ぎょ				区 分	機関名	主な措置	第1節 消防活動	市	3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請	消防団	4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ	市	3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡	<p>113</p>	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策 基本方針</p> <p>大地震による各種災害の防止と同時多発火災の消火を基本方針とするもので、人命の安全に直接関係する地域の優先防ぎょと市民生活に直接影響する施設等の優先防ぎょ等、消防の全機能を効率的に発揮し、実効のある消防活動を展開し、市民の生命、身体及び財産の安全確保と被害の軽減を図るものとする。また、この種の災害においては、広報、交通、避難、救助救護等、総合的施策との関連が極めて重要であることから、各防災関係機関との密接な連携を保ち活動する。</p> <p>消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎょと救助・救急及び地震による水災の防ぎょ等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1611 709 2677 1016"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>延焼火災その他災害の防ぎょ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1611 1087 2677 1314"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 消防活動</td> <td>市</td> <td>3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供				消防団	延焼火災その他災害の防ぎょ				区 分	機関名	主な措置	第1節 消防活動	市	3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請	消防団	4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ	市	3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																
市	火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供																																																			
消防団	延焼火災その他災害の防ぎょ																																																			
区 分	機関名	主な措置																																																		
第1節 消防活動	市	3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請																																																		
	消防団	4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ																																																		
	市	3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡																																																		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																
市	火災全体状況の把握・対応 大地震火災防ぎょ計画の樹立 広域的な消防部隊の応援要請 被害状況の把握及び県への連絡 応援の必要性等の県への連絡 周辺住民等への情報提供																																																			
消防団	延焼火災その他災害の防ぎょ																																																			
区 分	機関名	主な措置																																																		
第1節 消防活動	市	3(1) 火災防ぎょ計画の樹立 3(2) 広域的な消防部隊の応援要請																																																		
	消防団	4(1) 延焼火災その他災害の防ぎょ																																																		
	市	3(1) 被害状況の把握及び県への連絡 3(2) 応援の必要性等の県への連絡																																																		
<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防力の現況</p> <p>大地震による火災に対応する現有消防力は、附属資料に示すとおりであるが、火災の発生件数によっては消防力が劣勢となることが予想されるため、人命が危険にさらされる可能性が大きい地域の優先防ぎょ等、部隊の効率的な運用によりこれを補うものとする。</p> <p>3 市における措置</p> <p>(1) 火災防ぎょ計画の推進</p> <p>ア 防ぎょ優先方策</p> <p>(ア) 避難地及び避難道路確保防ぎょの優先</p> <p>火災が同時に多発し、早期に市民の生命に危険を及ぼすことが予想された場合は、避難者の安全確保防ぎょを優先とする。</p> <p>重要地区防ぎょの優先</p> <p>同時に多数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先防ぎょし、消防効果の実をあげる。</p> <p>消火可能地域の優先</p> <p>同地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能地域を優先した防ぎょを行う。</p> <p>市街地防ぎょの優先</p>	<p>114</p>	<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防力の現況</p> <p>大地震による火災に対応する現有消防力は、附属資料に示すとおりであるが、火災の発生件数によっては消防力が劣勢となることが予想されるため、人命が危険にさらされる可能性が大きい地域の優先防ぎょ等、部隊の効率的な運用によりこれを補うものとする。</p> <p>3 市における措置</p> <p>(1) 火災防ぎょ計画の推進</p> <p>ア 防ぎょ優先方策</p> <p>(ア) 避難地及び避難道路確保防ぎょの優先</p> <p>火災が同時に多発し、早期に市民の生命に危険を及ぼすことが予想された場合は、避難者の安全確保防ぎょを優先とする。</p> <p>重要地区防ぎょの優先</p> <p>同時に多数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先防ぎょし、消防効果の実をあげる。</p> <p>消火可能地域の優先</p> <p>同地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能地域を優先した防ぎょを行う。</p> <p>市街地防ぎょの優先</p>																																																		

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案																																					
<p>工場、多量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防ぎよを優先し、それらを鎮圧させた後に部隊を結集し集中防ぎよを行う。また、中高層建物から出火した場合は、人命救助を優先とした防ぎよを行う。</p> <p>火災防ぎよの優先(複合災害発生時) 火災発生と同時に水災(地下水の噴き上げ)等が発生した場合は、原則として火災防ぎよ活動を優先とする。</p> <p>4 消防団における措置 (1) 消防団活動の基本方針 消防団は、地域に密着した防災関係機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防ぎよに当たるものとする。 なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団は班単位で消火・救助救急活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。</p> <p>(3) 活動要領 ア 消防団員は、市民に最も密着した地域のリーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は、人命救助、出火防止及び初期消火である。このことから下記の事項に留意して活動するものとする。 (ア)～(カ)(略) (キ) 消防隊が防ぎよ中に転戦命令を受けた場合、又は延焼阻止後、他の火災に転戦した場合は、残火処理に当たるものとする。</p>	115	<p>工場、多量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防ぎよを優先し、それらを鎮圧させた後に部隊を結集し集中防ぎよを行う。また、中高層建物から出火した場合は、人命救助を優先とした防ぎよを行う。</p> <p>火災防ぎよの優先(複合災害発生時) 火災発生と同時に水災(地下水の噴き上げ)等が発生した場合は、原則として火災防ぎよ活動を優先とする。</p> <p>4 消防団における措置 (1) 消防団活動の基本方針 消防団は、地域に密着した防災関係機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防ぎよに当たるものとする。 なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団は班単位で消火・救助救急活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。</p> <p>(3) 活動要領 ア 消防団員は、市民に最も密着した地域のリーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は、人命救助、出火防止及び初期消火である。このことから下記の事項に留意して活動するものとする。 (ア)～(カ)(略) (キ) 消防隊が防ぎよ中に転戦命令を受けた場合、又は延焼阻止後、他の火災に転戦した場合は、残火処理に当たるものとする。</p>																																					
<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="201 940 1267 1056"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請			124	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1614 940 2674 1163"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>道路被害情報の収集 緊急輸送道路の機能確保 情報の提供 人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市		道路被害情報の収集 緊急輸送道路の機能確保 情報の提供 人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請																			
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
市		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請																																					
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
市		道路被害情報の収集 緊急輸送道路の機能確保 情報の提供 人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請																																					
<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1234 1267 1906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全対策</td> <td>警察</td> <td>2(1) 地域安全活動の強化 2(2)・2(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3 警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>警察</td> <td>1(1) 交通規制の内容 1(2) 交通規制の方法 1(3) 緊急通行車両の確認等 1(4) 自動車運転者に対する指導 1(5) 相互協力 1(6) 信号機の滅灯対策 1(7) 交通情報の提供</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防吏員</td> <td>2 警察官がその場にいらない場合の措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 緊急輸送道路の確保</td> <td>道路管理者</td> <td>1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>第4節 緊急輸送手段の確保</td> <td>市</td> <td>2(1) 輸送力の確保</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	警察	2(1) 地域安全活動の強化 2(2)・2(3) (略)	市	3 警察の実施する地域安全活動に対する協力	第2節 交通対策	警察	1(1) 交通規制の内容 1(2) 交通規制の方法 1(3) 緊急通行車両の確認等 1(4) 自動車運転者に対する指導 1(5) 相互協力 1(6) 信号機の滅灯対策 1(7) 交通情報の提供	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいらない場合の措置	第3節 緊急輸送道路の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動	第4節 緊急輸送手段の確保	市	2(1) 輸送力の確保		<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1614 1234 2674 1906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全対策</td> <td>警察</td> <td>2(1) 社会秩序の維持対策 2(2)・2(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>警察</td> <td>1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防吏員</td> <td>2 警察官がその場にいらない場合の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 緊急輸送道路の確保</td> <td>道路管理者</td> <td>1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	警察	2(1) 社会秩序の維持対策 2(2)・2(3) (略)	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力	第2節 交通対策	警察	1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいらない場合の措置	第3節 緊急輸送道路の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 地域安全対策	警察	2(1) 地域安全活動の強化 2(2)・2(3) (略)																																					
	市	3 警察の実施する地域安全活動に対する協力																																					
第2節 交通対策	警察	1(1) 交通規制の内容 1(2) 交通規制の方法 1(3) 緊急通行車両の確認等 1(4) 自動車運転者に対する指導 1(5) 相互協力 1(6) 信号機の滅灯対策 1(7) 交通情報の提供																																					
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいらない場合の措置																																					
第3節 緊急輸送道路の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動																																					
第4節 緊急輸送手段の確保	市	2(1) 輸送力の確保																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 地域安全対策	警察	2(1) 社会秩序の維持対策 2(2)・2(3) (略)																																					
	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力																																					
第2節 交通対策	警察	1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)																																					
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいらない場合の措置																																					
第3節 緊急輸送道路の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動																																					
	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供																																					

現 行 (平成24年4月修正)	ページ	改 正 案			
<p>第1節 地域安全対策</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 地域安全活動の強化</p> <p>ウ 被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 交通対策</p> <p>1 警察における措置</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両の届出</p> <p>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(4) 自動車運転者に対する指導</p> <p>大震災が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。</p> <p>ア 大地震が発生したとき</p> <p>(ア) 車を運転中に大地震が発生したとき</p> <p>— 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</p> <p>— 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>— 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</p> <p>— やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>— 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(イ) 避難のために車を使用しないこと。</p> <p>イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。</p> <p>(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>— 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所。</p> <p>— 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所。</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示によって車両を移動又は駐車すること。</p> <p>(5) 相互協力</p> <p>ア 車両の通行を禁止し又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p> <p>イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を</p>	<p>125</p> <p>127</p> <p>128</p>	<table border="1" data-bbox="1617 220 2671 325"> <tr> <td>第4節 緊急輸送手段 の確保</td> <td>市</td> <td>1 輸送力の確保</td> </tr> </table> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</p> <p>エ 災害に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>第2節 交通対策</p> <p>1 警察における措置</p> <p>(削除)</p>	第4節 緊急輸送手段 の確保	市	1 輸送力の確保
第4節 緊急輸送手段 の確保	市	1 輸送力の確保			

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改正案
<p><u>講ずるものとする。</u> <u>(6) 信号機の滅灯対策</u> 信号機が停電等により滅灯した場合は、<u>信号機電源付加</u>、可搬式信号機等を活用する等の滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。 <u>(7)(略)</u></p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により措置することができる。</p> <p>(追加)</p>	<p>128</p>	<p><u>(3) 信号機の滅灯対策</u> 信号機が停電等により滅灯した場合は、<u>信号機電源付加装置</u>、可搬式信号機等を活用する等の滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。 <u>(4)(略)</u></p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、<u>措置命令・措置通知書</u>により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 <u>自動車運転者の措置</u> <u>(1) 車両を運転中に大震災が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</u> ア <u>急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</u> イ <u>停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</u> ウ <u>車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</u> エ <u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u> オ <u>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u> <u>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u> ア <u>速やかに車両を次の場所に移動させること。</u> (ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所。</u> (イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所。</u> イ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u> ウ <u>警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</u></p> <p>4 <u>緊急通行車両の確認等</u> <u>(1) 緊急通行車両の確認</u> 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。 <u>(2) 緊急通行車両の届出</u> 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 <u>(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u> 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>5 <u>相互協力</u> <u>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u> <u>(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。</u></p>
<p>第3節 緊急輸送道路の確保 (追加)</p>	<p>128</p>	<p>第3節 緊急輸送道路の確保 2 <u>市における措置</u> <u>(1) 道路被害情報の収集</u> 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</p>

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案												
<p>第10章 避難者・帰宅困難者対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 470 1264 625"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>警察(警察官)</td> <td>5(1)(略) 5(2) 法第61条による指示 5(3)(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難の勧告・指示 4 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (追加)</p> <p>8 避難の措置と周知 避難の勧告もしくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 市民に対する周知徹底 避難の勧告もしくは指示者は、災害の状況及び地域の実情に応じ、対象地域の住民に、迅速・的確に伝達する。 伝達手段としては、ケーブルテレビ、携帯電話、広報車の巡回、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。 なお、避難の勧告・指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>9 避難の誘導等 (1)~(3)(略) (追加)</p> <p>第2節 避難所の開設 2 市における措置 (2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>4 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 (追加)</p> <p>(5)~(12)(略) (追加)</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 基本方針</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	警察(警察官)	5(1)(略) 5(2) 法第61条による指示 5(3)(略)	<p>133</p> <p>135</p> <p>136</p> <p>137</p> <p>138</p> <p>141</p>	<p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(3) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</p> <p>第10章 避難者・帰宅困難者対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1611 470 2674 625"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>警察(警察官)</td> <td>5(1)(略) 5(2) 災害対策基本法第61条による指示 5(3)(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難の勧告・指示 4 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (4) 洪水等のための立退きの指示 水防管理者の指示と同様</p> <p>8 避難の措置と周知 避難の勧告もしくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 市民に対する周知徹底 ア 避難の勧告もしくは指示者は、災害の状況及び地域の実情に応じ、対象地域の住民に、迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、ケーブルテレビ、携帯電話、広報車の巡回、地震防災信号(サイレン)あるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。 ウ 避難の勧告・指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>9 避難の誘導等 (1)~(3)(略) (4) 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p> <p>第2節 避難所の開設 2 市における措置 (2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>4 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 (6)~(13)(略)</p> <p>5 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 基本方針</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	警察(警察官)	5(1)(略) 5(2) 災害対策基本法第61条による指示 5(3)(略)
区分	機関名	主な措置												
第1節 避難の勧告・指示	警察(警察官)	5(1)(略) 5(2) 法第61条による指示 5(3)(略)												
区分	機関名	主な措置												
第1節 避難の勧告・指示	警察(警察官)	5(1)(略) 5(2) 災害対策基本法第61条による指示 5(3)(略)												

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案								
(追加)		<p><u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p><u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p>								
<p>第1節 給水</p> <p>5 応援体制</p> <p>(1)市は、市独自で飲料水の供給が困難であるときは、小牧市管工事業協同組合の他、水道災害応援締結水道事業者及び他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。また、小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に基づいて措置を講じるものとする。</p> <p>6 非常用水源の確保</p> <p>(2)非常用水源の確保</p> <p>ア 最寄りの利用可能水源の利用</p> <p>最寄りの水道水源あるいは最寄りの水道施設から路上配管等により応急給水する。</p> <p>イ~エ(略)</p> <p>(追加)</p>	142	<p>第1節 給水</p> <p>5 応援体制</p> <p>(1)市は、市独自で飲料水の供給が困難であるときは、小牧市管工事業協同組合の他、水道災害応援締結水道事業者及び他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。また、小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に基づいて措置を講じるものとする。</p> <p>6 非常用水源の確保</p> <p>(2)非常用水源の確保</p> <p>ア 最寄利用可能水源の利用</p> <p>最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。</p> <p>イ~エ(略)</p> <p>オ プール、ため池、沈殿池、河川の利用</p> <p><u>(ア)比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。</u></p> <p><u>(イ)飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。</u></p>								
<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>基本方針</p> <p>市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。<u>災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。</u></p>	146	<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>基本方針</p> <p>市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。<u>(放射性物質及び原子力災害については、「風水害・原子力等災害対策編第3編第18章放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</u></p>								
<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>2 市における措置</p> <p>(6)産業廃棄物の処理</p> <p>(図中)</p> <p><u>県民事務所</u></p>	148	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>2 市における措置</p> <p>(6)産業廃棄物の処理</p> <p>(図中)</p> <p><u>尾張県民事務所</u></p>								
<p>第13章 遺体の取扱い</p> <p>第1節 遺体の捜索</p> <table border="1" data-bbox="192 1470 1261 1596"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署	149	<p>第13章 遺体の取扱い</p> <p>第1節 遺体の捜索</p> <table border="1" data-bbox="1602 1470 2671 1596"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、関係機関</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署、関係機関
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署									
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署、関係機関									
<p>第2節 遺体の処理</p> <table border="1" data-bbox="192 1638 1261 1764"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署	150	<p>第2節 遺体の処理</p> <table border="1" data-bbox="1602 1638 2671 1764"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、関係機関、小牧警察署</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、関係機関、小牧警察署
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署									
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、関係機関、小牧警察署									
<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <table border="1" data-bbox="192 1806 1261 1921"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署	151	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <table border="1" data-bbox="1602 1806 2671 1921"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、関係機関</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、関係機関
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署									
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、関係機関									

現 行(平成24年4月修正)	ページ	改 正 案								
<p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援要請</p> <p>被害の程度に応じて、(社)日本ガス協会に要請して他ガス事業所の応援を受ける。</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <table border="1" data-bbox="189 436 1264 527"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関事業者</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>上下水道部</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関事業者	実施担当	上下水道部	<p>159</p> <p>160</p>	<p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援要請</p> <p>被害の程度に応じて、<u>一般社団法人日本ガス協会</u>に要請して他ガス事業所の応援を受ける。</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <table border="1" data-bbox="1599 436 2674 527"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関事業者</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>水道課</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関事業者	実施担当	水道課
実施責任者	各機関事業者									
実施担当	上下水道部									
実施責任者	各機関事業者									
実施担当	水道課									
<p>第16章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="178 638 1243 747"> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の 建設</td> <td>市</td> <td>2(1)~2(3)(略) (追加)</td> </tr> </table>	第4節 応急仮設住宅の 建設	市	2(1)~2(3)(略) (追加)	<p>164</p>	<p>第16章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1584 638 2653 747"> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の 建設</td> <td>市</td> <td>2(1)~2(3)(略) 2(4)被災者の収容及び管理運営</td> </tr> </table>	第4節 応急仮設住宅の 建設	市	2(1)~2(3)(略) 2(4)被災者の収容及び管理運営		
第4節 応急仮設住宅の 建設	市	2(1)~2(3)(略) (追加)								
第4節 応急仮設住宅の 建設	市	2(1)~2(3)(略) 2(4)被災者の収容及び管理運営								
<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1)~(3)(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>166</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1)~(3)(略)</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p><u>被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 収容対象者</p> <p><u>地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。</p> <p>(イ) 居住する住家がない者であること。</p> <p>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</p> <p>例示</p> <p><u>生活保護法の被保護者並びに要保護者</u></p> <p><u>特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等</u></p> <p><u>上記に準ずる者</u></p> <p>イ 入居者の選定</p> <p><u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当市に委託し、当市がこれを行う。</u></p> <p>なお、収容にあたっては災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) <u>応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から委託され、これを行う。</u></p> <p>(イ) <u>応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニケーションの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p>								
<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>176</p>	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>基本方針</p> <p><u>暴力団による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p>								

現 行 (平成24年4月修正)			ペー ジ	改 正 案																					
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 住宅対策</td> <td>市</td> <td>1 応急仮設住宅の建設 (追加)</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機 構東海支店</td> <td>2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	機関名	主な措置	第2節 住宅対策	市	1 応急仮設住宅の建設 (追加)	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等	176	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機 構東海支店</td> <td>2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対 策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	機関名	主な措置	第2節 住宅等対策	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等	第3節 暴力団等への対 策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除
区 分	機関名	主な措置																							
第2節 住宅対策	市	1 応急仮設住宅の建設 (追加)																							
	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等																							
区 分	機関名	主な措置																							
第2節 住宅等対策	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談																							
	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等																							
第3節 暴力団等への対 策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除																							
<p>第2節 住宅対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(追加)</p>			179	<p>第2節 住宅等対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) 被災住宅等の復旧相談</p> <p>被災した住宅・建築物の所有物に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>																					
<p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>基本方針</p> <p>大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市町村との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。</p>			184	<p>第3節 暴力団等への対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施担当</th> <th>関係各課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除</p> <p>被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>			実施担当	関係各課																	
実施担当	関係各課																								
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 緊急復興都市計 画整備地区の指 定</td> <td>市</td> <td>1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 緊急復興都市計画整備地区(案)の作成及び県への提出</td> </tr> <tr> <td>第2節 建築基準法第8 4条(被災市街 地における建築 制限)の指定</td> <td>特定行政庁</td> <td>建築基準法第84条の区域(被災市街地における建築制限)の指定</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	機関名	主な措置	第1節 緊急復興都市計 画整備地区の指 定	市	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 緊急復興都市計画整備地区(案)の作成及び県への提出	第2節 建築基準法第8 4条(被災市街 地における建築 制限)の指定	特定行政庁	建築基準法第84条の区域(被災市街地における建築制限)の指定		<p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>基本方針</p> <p>県及び市町村は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 第一次建築制限</td> <td>市</td> <td>1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1 (3) 市町村都市復興基本方針の策定と公表</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	機関名	主な措置	第1節 第一次建築制限	市	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1 (3) 市町村都市復興基本方針の策定と公表	(削除)	(削除)	(削除)	
区 分	機関名	主な措置																							
第1節 緊急復興都市計 画整備地区の指 定	市	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 緊急復興都市計画整備地区(案)の作成及び県への提出																							
第2節 建築基準法第8 4条(被災市街 地における建築 制限)の指定	特定行政庁	建築基準法第84条の区域(被災市街地における建築制限)の指定																							
区 分	機関名	主な措置																							
第1節 第一次建築制限	市	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1 (3) 市町村都市復興基本方針の策定と公表																							
(削除)	(削除)	(削除)																							

現 行 (平成24年4月修正)				ペー ジ	改 正 案			
第3節 被災市街地復興 推進地域の都市 計画決定	市		被災市街地復興推進地域の都市計画決定	184	第2節 第二次建築制限	市	1 市町村都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定	
第4節 復興都市計画事 業の都市計画決 定	市		復興都市計画事業の都市計画決定		第3節 復興都市計画事 業の都市計画決 定	市	1 市町村都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定	
<p>第1節 緊急復興都市計画整備地区の指定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 県と連携し、市街地の被災状況を把握する。</p> <p>(2) 被災状況を踏まえ、被災後10日を目途に緊急復興都市計画整備地区の案を、原則として市が作成し、県都市計画課(又は建設事務所都市計画担当課)に提出する。</p>					<p>第1節 緊急復興都市計画整備地区の指定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市街地の被災状況を把握する。</p> <p>(2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県(建築指導課)に申し出を行う。</p> <p>(3) 市は、発災後14日以内に、第一建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての 大まかな方向性を示した基本方針を策定する。</p> <p>(削除)</p>			
<p>第2節 建築基準法第84条(被災市街地における建築制限)の指定</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁(建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。)は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。)に定める。</p>				185	<p>第2節 第二次建築制限</p> <p>1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表</p> <p>県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。県都市復興基本計画(骨子案)は、市町村都市復興基本計画(骨子案)に先立ち、策定と公表する。</p> <p>基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の[手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。</p> <p>2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)建築行為等の制限が行われる。</p>			
<p>第3節 被災市街地復興推進地域の都市計画決定 (追加)</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)建築行為等の制限が行われる。</p>					<p>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>1 都市復興基本計画の策定と公表</p> <p>県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。</p> <p>市は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見直しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。</p> <p>2 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。</p>			
<p>第4節 復興都市計画事業の都市計画決定 (追加)</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。</p>					<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時の情報伝達</p>			
<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時の情報伝達</p>				190	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時の情報伝達</p>			

現 行(平成24年4月修正)	ペ ー ジ	改 正 案																																																																
<p>1 警戒宣言等の伝達系統 (1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)) (図中) 県民事務所 (2) 警戒宣言 (図中) 県民事務所</p> <p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 1 収集・伝達系統 (図中) <table border="1" data-bbox="246 583 454 667"> <tr><td>方面本部 (県民事務所等)</td></tr> </table></p> <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備の手配 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 <table border="1" data-bbox="192 766 1261 850"> <tr> <td>実施担当</td> <td>道路課、上下水道部、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所</td> </tr> </table></p> <p>第4章 発災に備えた直前対策 第4節 道路交通対策 1 県公安委員会における措置 (2) 交通規制の内容 イ 広域交通規制 広域交通規制道路 <table border="1" data-bbox="270 1108 1225 1528"> <tr><td>国道</td><td>1号、19号、23号、41号、42号</td></tr> <tr><td>高速道路</td><td>中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)</td></tr> <tr><td></td><td>中央自動車道西宮線(名神高速道路)</td></tr> <tr><td></td><td>第一東海自動車道(東名高速道路)</td></tr> <tr><td></td><td>東海北陸自動車道</td></tr> <tr><td></td><td>名古屋高速道路</td></tr> <tr><td></td><td>東海環状自動車道</td></tr> <tr><td></td><td>第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)</td></tr> <tr><td></td><td>伊勢湾岸道路</td></tr> <tr><td></td><td>近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)</td></tr> <tr><td></td><td>近畿自動車道(東名阪自動車道)</td></tr> </table></p> <p>第6章 他機関に対する応援要請 第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼 <table border="1" data-bbox="192 1816 1261 1858"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、自衛隊</td> </tr> </table></p>	方面本部 (県民事務所等)	実施担当	道路課、上下水道部、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所	国道	1号、19号、23号、41号、42号	高速道路	中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)		中央自動車道西宮線(名神高速道路)		第一東海自動車道(東名高速道路)		東海北陸自動車道		名古屋高速道路		東海環状自動車道		第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)		伊勢湾岸道路		近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)		近畿自動車道(東名阪自動車道)	実施担当	交通防犯課、自衛隊	<p>194</p> <p>197</p> <p>205</p> <p>218</p>	<p>1 警戒宣言等の伝達系統 (1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)) (図中) 東三河総局・県民事務所等 (2) 警戒宣言 (図中) 東三河総局・県民事務所等</p> <p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 1 収集・伝達系統 (図中) <table border="1" data-bbox="1656 583 2012 667"> <tr><td>方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</td></tr> </table></p> <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備の手配 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 <table border="1" data-bbox="1602 766 2671 850"> <tr> <td>実施担当</td> <td>道路課、水道課、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所</td> </tr> </table></p> <p>第4章 発災に備えた直前対策 第4節 道路交通対策 1 県公安委員会における措置 (2) 交通規制の内容 イ 広域交通規制 広域交通規制道路 <table border="1" data-bbox="1679 1108 2635 1717"> <tr><td>国道</td><td>1号、19号、22号、23号、41号、42号</td></tr> <tr><td>高速道路</td><td>中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)</td></tr> <tr><td></td><td>中央自動車道西宮線(名神高速道路)</td></tr> <tr><td></td><td>第一東海自動車道(東名高速道路)</td></tr> <tr><td></td><td>東海北陸自動車道</td></tr> <tr><td></td><td>名古屋高速道路</td></tr> <tr><td></td><td>東海環状自動車道</td></tr> <tr><td></td><td>第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)</td></tr> <tr><td></td><td>伊勢湾岸道路</td></tr> <tr><td></td><td>近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)</td></tr> <tr><td></td><td>近畿自動車道(東名阪自動車道)</td></tr> <tr><td></td><td>名古屋第二環状自動車道</td></tr> <tr><td></td><td>知多半島道路</td></tr> <tr><td></td><td>南知多道路</td></tr> <tr><td></td><td>知多横断道路</td></tr> <tr><td></td><td>中部国際空港連絡道路</td></tr> </table></p> <p>第6章 他機関に対する応援要請 第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼 <table border="1" data-bbox="1602 1816 2671 1858"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課</td> </tr> </table></p>	方面本部 (東三河総局・県民事務所等)	実施担当	道路課、水道課、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所	国道	1号、19号、 22号 、23号、41号、42号	高速道路	中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)		中央自動車道西宮線(名神高速道路)		第一東海自動車道(東名高速道路)		東海北陸自動車道		名古屋高速道路		東海環状自動車道		第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)		伊勢湾岸道路		近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)		近畿自動車道(東名阪自動車道)		名古屋第二環状自動車道		知多半島道路		南知多道路		知多横断道路		中部国際空港連絡道路	実施担当	交通防犯課
方面本部 (県民事務所等)																																																																		
実施担当	道路課、上下水道部、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所																																																																	
国道	1号、19号、23号、41号、42号																																																																	
高速道路	中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)																																																																	
	中央自動車道西宮線(名神高速道路)																																																																	
	第一東海自動車道(東名高速道路)																																																																	
	東海北陸自動車道																																																																	
	名古屋高速道路																																																																	
	東海環状自動車道																																																																	
	第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)																																																																	
	伊勢湾岸道路																																																																	
	近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)																																																																	
	近畿自動車道(東名阪自動車道)																																																																	
実施担当	交通防犯課、自衛隊																																																																	
方面本部 (東三河総局・県民事務所等)																																																																		
実施担当	道路課、水道課、総務課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所																																																																	
国道	1号、19号、 22号 、23号、41号、42号																																																																	
高速道路	中央自動車道西宮線(名神高速道路を除く)																																																																	
	中央自動車道西宮線(名神高速道路)																																																																	
	第一東海自動車道(東名高速道路)																																																																	
	東海北陸自動車道																																																																	
	名古屋高速道路																																																																	
	東海環状自動車道																																																																	
	第二東海自動車道横浜名古屋線(伊勢湾岸自動車道)																																																																	
	伊勢湾岸道路																																																																	
	近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)																																																																	
	近畿自動車道(東名阪自動車道)																																																																	
	名古屋第二環状自動車道																																																																	
	知多半島道路																																																																	
	南知多道路																																																																	
	知多横断道路																																																																	
	中部国際空港連絡道路																																																																	
実施担当	交通防犯課																																																																	

